⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

ⓐ　特定ＪＶの代表者は、平成14年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途及び工事内容　戸建て住宅を除く建築物の新築、増築、移築工事又は解体修理工事

２）構造　木造

３）高さ　高さ13m又は軒高９m以上のもの

ただし、上記１）から３）までは同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにおけるその他の構成員は、平成14年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）から６）までの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物用途及び工事内容　戸建て住宅を除く建築物の新築、増築、移築工事又は解体修理工事

５）構造　木造（木造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨造を併用した建築物を含む）

６）高さ　高さ13m又は軒高９m以上のもの

ただし、上記４）から６）までは同一工事の実績であること。

なお、上記１）から６）までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓑ　建設業法（昭和24年法律第100号）建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ⓒ　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７⑴ⓐの認定（上記７⑴ⓐの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴ⓐの認定を受けていない構成員は、上記７⑴ⓐの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７⑴ⓐの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴ⓐの認定又は上記７⑴ⓐの一般競争参加資格がないとの認定（上記７⑴ⓐの近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「平城宮跡歴史公園第一次大極殿院南門復原整備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

鹿屋㉘整備格納庫新設建築追加工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成29年４月28日

熊本防衛支局長　増田　浩之

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

１　工事名　鹿屋㉘整備格納庫新設建築追加工事

２　工事場所　鹿児島県鹿屋市

３　工事概要

本工事は、以下の工事を行うものである。

・格納庫新設（鉄骨造平屋建て延べ面積約7,700㎡）の一部

・西サイドショップ新設（鉄筋コンクリート造２階建て延べ面積約2,000㎡）の一部

・東サイドショップ新設（鉄筋コンクリート造２階建て延べ面積約1,800㎡）の一部

※なお、本工事は現に施工中である「鹿屋㉘整備格納庫等新設建築その他工事」の追加工事である。

４　工期　平成31年１月31日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成29年４月28日から同年５月18日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１―11　熊本防衛支局総務課契約審査係　ＴＥＬ096―368―2174（内線360）ＦＡＸ096―368―0512

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間　平成29年４月28日から同年５月18日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年４月28日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成29年４月28日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。